

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 基本情報

国名：タイ王国（タイ）

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画

The Programme for COVID-19 Crisis Response Emergency Support

G/A 締結日：2022年5月19日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
タイ王国（以下、「タイ」という。）では2020年1月に中国に次いでCOVID-19への感染者が国内で確認されたことから、COVID-19に対する警戒感をいち早く示し対応したことにより、一時は市中感染者がゼロの状態にまで感染拡大の抑え込みに成功し、徐々に経済再生に向けた取り組みが進展していた。2020年12月以降は、大規模クラスターや市中感染が断続的に発生し、2021年5月頃からは変異株の感染拡大も確認されていたものの、2021年12月下旬時点では感染者数はやや減少傾向（約2,500人/日）にあり、COVID-19感染者は累計で約220万人（死者数約2万人）となっている。タイ政府は、感染が減少傾向にあることを踏まえ、2021年11月には、ワクチン接種者を対象に入国時の隔離措置を一時的に免除するなど、観光業を含む経済活動の再開に向けた対応を推し進める動きを見せている。

特に、東南アジア地域におけるサプライチェーンの要として、経済活動の再開に向け、水際でのスクリーニングを強化し、海外との安全かつ円滑な人流促進を図ることが重要であり、タイ政府が策定した「新型コロナウイルス感染症管理戦略」（Managing the new wave of the Covid-19 Epidemic）に基づき、空港や陸路国境検疫所における検査能力の向上・迅速化など検疫体制の強化を図っている。しかしながら、同国随一の国際空港であるスワンナプーム国際空港では経済再開後の利用者数の増加が見込まれ、またカンボジア・ラオス・ミャンマー・マレーシア国境付近は、周辺国からの移住労働者が多く、比較的感染者数も多い一方で、空港・国境検疫所の検査キャパシティ（一回あたり検査数）が小さく、また一連の検査に最低5～6時間要するなど検査スピードも遅く、検査結果通知の遅れにより入国時の待機期間が長くなるなど、検査体制は十分に整っていないことから、経済活動の再開に伴う人流増加に備え、検査ニーズの増大に対応できる体制整備が課題となっている。また、地方部の国境付近のコミュニティ病院では、機材不足等により十分な検査・診断・治療体制が整っていないため、検査・診断の遅れによる感染者数の急増リスクがあり、また病院

の治療体制も不十分であることから、国境付近における水際対策強化のため、病院における検査・診断・治療機材の充実化が喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画（以下「本事業」という。）は、検疫・国境管理及び感染症の診断・治療のための機材を整備することで、検疫・国境管理体制の強化を通じたタイ国内の感染予防、人流の促進や、国境付近における将来の感染症の脅威に備えた水際対策としての診断・治療体制の強化を図るものであり、タイ政府の「新型コロナウイルス感染症管理戦略」の推進において不可欠な優先度の高い事業である。また、タイに進出している本邦企業は2020年時点で計5,856社にのぼり、本事業の実施を支援することは、検疫・国境管理体制を強化し、タイ国内の感染予防を図る観点で、タイで事業を行う日本企業支援にも資するものである。

（2）保健セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

「対タイ王国国別開発協力量針」（2020年2月）における重点分野として「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」が定められ、本事業は同方針に合致する。また、JICA世界保健医療イニシアティブの重点課題である「感染症診断・治療体制の強化」「感染症予防の強化・健康危機対応の主流化」、及び保健医療分野のJICAの課題別事業戦略における「中核病院診断・治療強化」「感染症対策・検査拠点強化」にも合致する。加えて、本事業は全世界的にパンデミックを引き起こしている感染症への対応の観点から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」における平和と安定の確保に資するものである。

また、本事業は、検疫・国境管理体制や国境付近における将来の感染症の脅威に備えた水際対策としての診断・治療体制の強化を通じて、ポストコロナへの備えとして強靱な保健システムの構築に資するものであり、SDGsのゴール3（「すべての人に健康と福祉を」）に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

世界保健機関（World Health Organization、「WHO」）や国際連合児童基金（United Nations Children's Fund、「UNICEF」）が、COVID-19対策として施設機材整備等の支援を行っている。また、アジア開発銀行（Asian Development Bank、「ADB」）はタイ政府向けの財政支援を実施中。また、Gaviワクチンアライアンスが中心となりワクチンを共同購入・分配する国際枠組み「COVAX facility」が運営されており、タイもCOVAX facilityに参加している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、タイ王国において、検疫・国境管理及び感染症の診断・治療のための機材を整備することにより、検疫体制及び国境付近における将来の感染症

の脅威に備えた水際対策としての診断・治療体制の強化を図り、もってポストコロナへの備えとして強靱な保健システムの構築に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

全国（人口：6,659万人）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

受益者（検査体制が強化された空港・検疫所や診断・治療体制が強化された病院の利用者、及び同空港・国境付近に居住する人口）

(4) 事業内容

1) 施設、機材等の内容

【機材】①検疫・検査用機材（隔離用陰圧テント、患者搬送用陰圧カプセル、PCR検査機器、高感度抗原検査機器等）、②診断・治療用機材（ポータブルX線機材（デジタル）、人工呼吸器等）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

調達監理、検疫・診断・治療機材に関する技術指導

(5) 総事業費

総事業費 505 百万円（概算協力額（日本側）：500 百万円、タイ王国側：5 百万円）

(6) 事業実施期間

2022年5月～2024年4月を予定（計24か月）。すべての機材等の供用開始時（2024年4月を予定）をもって事業完成とする。

(7) 事業実施体制

1) 事業実施機関：保健省（Ministry of Public health）、外務省国際開発協力機構（Thailand International Cooperation Agency, Ministry of Foreign Affairs）

2) 運営・維持管理機関：保健省（Ministry of Public health）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「新型コロナウイルス感染症等パンデミック対応のための国立ラボ施設機材及びネットワーク強化プロジェクト」(2021年～2022年)を通じ、タイ全土の感染状況の分析等を担う国立衛生研究所のウイルス変異監視能力強化等を行う予定であり、本事業により、検疫・国境管理体制強化を図ることで、ひいては国立衛生研究所における感染傾向の早期分析や、水際での変異株流入の予防に貢献することが期待され、ウイルス変異の監視から検疫まで一貫して対応することで相乗効果が期待出来る。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：

【対象外】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>

本事業は、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに直接資する取組を計画するに至らなかったため。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2021年実績値)	目標値(2027年) 【事業完成3年後】
PCR検査体制が強化された空港・国境 検疫所の数(箇所)	0	5
ポータブルX線での診断数(件/年) (※)	0	5,200

(※)ポータブルX線機材(デジタル)の整備対象病院における合計診断数

2) インパクト

PCR検査キャパシティ(検査スピードや同時に検査可能な検査数)の向上による、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の検査の効率化・迅速化

(2) 定性的効果

① 空港・国境検疫所における検査の質向上、人流の促進

② 国境付近のコミュニティ病院における感染症に係る診断・治療の質向上

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

タイ王国向け無償資金協力「パスック川東部アユタヤ地区洪水対策計画」(評価年度2018年)の事後評価等において、実施機関の維持管理予算が減少したこ

とを踏まえ、実施機関に予算確保を働きかける必要性が指摘されている。モンゴル国向け無償資金協力「地方医療機材整備計画」（評価年度 2006 年）の事後評価等においても、スペアパーツや消耗品の調達に必要な予算が必ずしも十分確保されていない事例が指摘されている。また、地方部へ機材整備を行う過去の類似案件では、機材の地方への適切な移送・設置が課題とされている。本事業においては、実施機関や病院等における維持管理費の確保は適切に行われる見通しであるが、その財政的な負担については、案件開始までに保健省とミッツを合意予定。また、地方への機材の移送・配置については、調達代理機関を通じてモニタリングする。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針と合致し、当国内の COVID-19 感染拡大に対し、検疫・国境管理体制や国境付近における将来の感染症の脅威に備えた水際対策としての診断・治療体制の強化を通じて、ポストコロナへの備えとして強靱な保健システムの構築に資するものであり、SDGs のゴール 3（「すべての人に健康と福祉を」）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 3 年後 事後評価

以 上